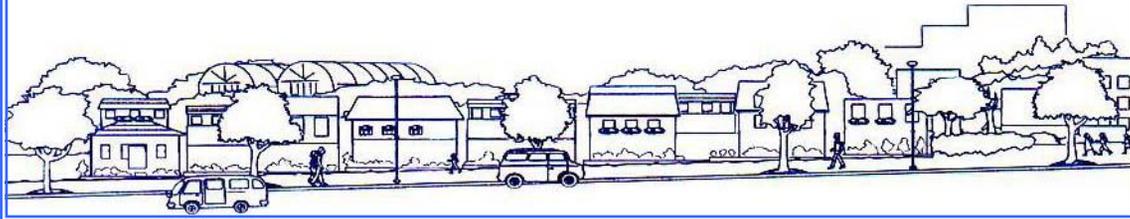


北小岩一丁目東部地区

**No.98**2011/11/30
江戸川区土木部
沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

Tel.5668-5877

前回のNo.97に引き続き、今号のまちづくりニュースでは、第1回土地区画整理審議会で決定しました審議会議事運営規則、審議会議事運営細則、傍聴内規をお知らせします。

東京都市計画事業北小岩一丁目東部 土地区画整理審議会議事運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の議席)

第2条 委員の議席は、予め会長が定める。

(委員の召集)

第3条 審議会は、区長が召集し、事務局が日程を調整し、各委員に連絡する。

(委員の出欠・退席)

第4条 委員は、会議に欠席、又は遅刻・早退をする場合は、予めその旨を会長に申し出なければならない。

(開会及び閉会)

第5条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告して行う。

(流会及び休憩)

第6条 開会時刻が過ぎ、相当の時間が経過しても出席委員数が土地区画整理法第62条第3項による定足数に達しないときは、会長は流会を宣告する。

2 会議中に定足数を欠いたときは、会長は休憩又は流会を宣告する。

(議事の運営)

第7条 会長は、議事の順序を定め議事運営を総理する。

(会議での発言)

第8条 会議における発言は、会長の指示に従うものとする。

2 会長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、委員の発言を止め、又はその順序を変更することができる。

3 事務局は、議案について説明し、又は意見を述べることができる。

(採決)

第9条 会長は、採決の方法を定め、採決の結果を直ちに宣告する。

(審議会委員の責務)

第10条 委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、会議で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

(会議の公開)

第11条 会議は、地区内の権利者には原則として公開する。ただし、

- 一 各権利者の個人情報に関わるもの
- 二 権利者相互の利害に関わるもの
- 三 その他、委員の公平な意見の開陳が阻害されるおそれのあるもの

は、公開しないことができる。

2 公開の方法については、傍聴内規を別に定める。

(議事録の作成)

第12条 会長は、会議の議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を記載する。

- 一 会議の開閉に関する事項及びその日時
- 二 委員の出欠に関する事項及びその氏名
- 三 会議の途中で出席し、又は退席した委員の氏名及びその時刻
- 四 会議に出席した事務局の職員の氏名
- 五 会議に付した議案名及びその採決に関する事項
- 六 会議の内容及び会長が必要と認めた事項

3 議事録は、会長及び会長が指名する委員2名が署名する。

4 公開された会議の議事録は、閲覧に供することができる。

5 議事録は、事務局が保管する。

(必要事項の措置)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

(事務局)

第14条 事務局は、江戸川区土木部沿川まちづくり課に置く。

(その他)

第15条 委員は、録音機、撮影機の類を携帯してはならない。ただし、携帯電話の携帯は許可するが使用は不可とする。

付則 この規則は、平成23年11月18日から施行する。

東京都市計画事業北小岩一丁目東部 土地区画整理審議会議事運営細則

(意見書の審議)

第1条 意見書(仮換地案・換地計画等)の審議の際は、公平公正な審議を図るため、意見書提出者と3親等以内に該当する審議委員、又は、借地権・地上権・永小作権・賃借権等に直接関係する審議委員は当該審議に加わることはできない。

付則 この細則は、平成23年11月18日から施行する。

東京都市計画事業北小岩一丁目東部 土地区画整理審議会傍聴内規

(趣旨)

第1 この内規は、審議会の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2 審議会を傍聴できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 当地区内の宅地所有者
- 二 当地区内の借地権者
- 三 当地区内の宅地所有者の家族
- 四 当地区内の借地権者の家族
- 五 当地区内の居住者
- 六 会長が許可した者

(傍聴席及び傍聴人の定数)

第3 原則的に会議は、北小岩一丁目東部まちづくり事務所1Fを使用し、傍聴人の定数は8名とする。

(傍聴手続き)

第4 審議会を傍聴しようとする者の受付は、会議開始の30分前に行う。ただし、第3の定数を超えた場合は抽選により傍聴人を決定する。また、傍聴人は審議会傍聴整理簿に所要事項を記入しなければならない。

(事務局の指示)

第5 傍聴人は、審議会会場に入るときは、事務局の指示に従わなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。
一 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
二 拡声器、録音機、撮影機の類を携帯している者。

- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者。
- 四 はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、又は携帯している者。
- 五 酒気を帯びている者。
- 六 その他、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第7 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
一 審議会における言論に対して拍手、その他の方法により可否を表明しないこと。
二 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
三 飲食又は喫煙をしないこと。
四 みだりに席を離れないこと。
五 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
六 その他、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8 傍聴人は、次に該当する場合には、退場しなければならない。
一 会長が非公開であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
二 傍聴人がこの内規の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(その他)

第9 この内規の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付則 この内規は、平成23年11月18日から施行する。

※公開された会議の議事録の閲覧について

公開された会議の議事録の閲覧については、審議会議事運営規則の第12条第4項に規定されています。(表面参照)
土地区画整理審議会の議事録の作成は、正確な議事内容とするため、外部の速記業者に委託しています。議事録の作成後、会長並びに会長が指名した委員2名の方に議事録の内容を確認していただき、署名をいただきます。公開された会議の議事録の閲覧は、以上の手続き終了後閲覧することができます。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

沿川まちづくり課推進第一係 北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

